

船橋ボートパーク

利用者のしおり



船橋ボートパーク指定管理者
船橋市漁業協同組合

◇ はじめに ◇

- ◇ このしおりには「船橋ポートパーク」（以下、「ポートパーク」といいます。）をご利用いただくために必要な手続きや、ご利用いただく皆さまひとりひとりが、この施設や公共海域でのルールを守り快適に利用していただくため、是非守っていただきたいことなどを記載してあります。
- ◇ このポートパークは、「千葉県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」により適正化区域及び重点適正化区域に指定されているこの船橋区域で、①プレジャーボート係留保管についての秩序の確立、②都市景観の回復、③県民生活の安全保持、④公共水域周辺の良い生活環境の確保を行い、快適な水域を目指すため、港湾管理者・海岸管理者である千葉県が設置したものです。また、千葉県から管理の指定を受けた船橋ポートパーク指定管理者が運営・維持管理し、皆さまにご利用いただくものです。

問合せ先

船橋ポートパーク指定管理者

船橋市漁業協同組合

〒273-0011

船橋市湊町1-24-6

電話 047-431-2041

FAX 047-431-7209

【目次】

1	船橋ポートパークの設置目的	4
2	船橋ポートパークの概要	4
	(1) 所在地	4
	(2) 施設の概要	4
	(3) 使用料	4
	(4) 総事業費	4
3	船橋ポートパークを利用できる方(利用資格)	5
	(1) 利用できる方	5
	(2) 利用資格を失う場合	5
4	船橋ポートパークの利用申込みについて(申請手続)	5
	(1) 申請をする前に	5
	(2) 利用申込みの手順について	5
	(3) 更新手続き及び許可を受けたプレジャーボートを変更するとき	6
5	船橋ポートパークの利用をやめるとき	6
6	船橋ポートパークの利用について(利用にあたってのマナーなど)	6
	(1) 使用許可を受けたら	6
	(2) 使用料の支払いについて	7
	(3) 利用者に必ず守っていただくこと	7
	(4) 利用者がしてはいけないこと(禁止事項)	7
	(5) 航行上のマナー	8
	(6) 航行中に注意すること	8
7	利用者の責務	9
	(1) 利用者の責務	9
	(2) トラブルが起きてしまったら	9
8	留意事項(施設の特徴)	10
参考	指定管理者の業務	10
別紙	船橋ポートパーク各種手続フローチャート	11
9	周辺案内図及び係留箇所番号図	11
10	船橋水路周辺及び航行禁止区域図	11
別冊	申請書その他の様式	

船橋ボートパーク利用者のしおり

1 船橋ボートパークの設置目的

船橋ボートパークは、港湾区域内に放置又は不法に係留されているプレジャーボートを収容することを主たる目的として設置したものです。

2 船橋ボートパークの概要

(1) 所在地

船橋市日の出1丁目22番地先

(2) 施設の概要

①オープン年月日 平成20年4月1日

②利用日 1年を通して利用可能

③施設の規模等

水域 面積 約11,200㎡

係留施設 浮棧橋4基198隻収容(7.5m級プレジャーボート)

陸域 面積 約5,800㎡

駐車場 アスファルト舗装123台収容

トイレ 鉄筋コンクリート造1棟

付帯施設 フェンス・門扉・掲示板

(3) 使用料

①使用料金 月額23,140円

※ただし、使用を開始する日が月の初日でないとき又は使用を終了する日が月の末日でないときにおける使用料は、日割計算となります。

②支払期日 当月分を当月の末日までにお支払いください。

③納入方法 指定管理者へ納入(指定管理者の指定する方法によります。)

(4) 事業費総額

3億1,293万円

3 船橋ボートパークを利用できる方（利用資格）

（1）利用できる方

千葉県から船橋ボートパークの管理を委託された指定管理者（以下「指定管理者」といいます。）に使用許可を申請し、指定管理者から使用許可を受けた者（以下「利用者」といいます。）が利用できます。

（2）利用資格を失う場合

- ① 利用者から申し出があったとき
- ② 使用許可を受けた内容に変更があり、改めて使用許可申請を行わなかったとき
- ③ 使用許可期間が満了し、更新の使用許可を受けなかったとき
- ④ 船橋ボートパーク使用料を滞納したとき
- ⑤ 利用者が千葉県港湾管理条例や各種法令に違反した場合及び「利用者のしおり」に記載されたことなどに違反し、県が使用許可を取消したとき
- ⑥ 公用若しくは公共用又は公益上の必要があると県が認め使用許可を取消したとき
- ⑦ 不正な方法により使用許可を受けたとき

（注意）上記により使用許可の取消しがあった場合において、利用者が損害を受けることがあっても県はこれを補償しません。

4 船橋ボートパークの利用申込みについて（申請手続）

（1）申請をする前に

- ① 使用許可申請については、船舶を所有している方が申請を行ってください。
※施設の構造や特性を理解したうえで申請してください。
- ② 使用許可期間は1年以内で、年度を超えた許可はできません。
- ③ 使用許可を受けるプレジャーボートの船舶検査証書（写し）、検査手帳（写し）、小型船舶登録事項通知書（写し）を添付してください。
- ④ 個人申請の場合は申請者の住民票を、法人申請の場合は登記簿謄本を添付してください。なお、住民票、登記簿謄本とも、申請日前3ヶ月以内のものをご用意ください。
また、申請者の小型船舶操縦士免許（写し・法人又は申請者が免許を取得していない場合は、主に操縦する方のもの）を添付してください。
- ⑤ 船舶の保守管理は、利用者自らの責任で行っていただきます。不測の事態にそなえ、利用者はあらかじめ適正な損害賠償保険（船舶損害保険・賠償保険）に加入し、申請時に証書の写しを添付してください。

（2）利用申込みの手順について

船橋ボートパークの利用を希望される方は、以下の手順で使用許可申請手続きを行ってください。

- ① 指定管理者あてに「船橋ボートパーク使用許可申請書」（千葉県港湾管理施行規則第12号様式の3）と、「利用者台帳」（様式1）に所要事項を記入し、前記（1）の「申請をする前に」に掲げた書類を添え、申請してください。
- ② 「利用者名簿」（様式2）には、申請される方以外に同一船舶を利用される方を記載して提出してください。また、記載された方（以下「名簿登載者」といいます。）に変更がある場合は、その都度「利用者名簿」を使用して、変更届を提出してください。
- ③ 提出された書類について指定管理者が審査し、適当と認められる場合は、「使用許可書」（様式3）を交付いたします。

（3）更新手続き及び許可を受けたプレジャーボートを変更するとき

- ① 使用許可期間が満了し引き続き利用を希望する場合及び許可を受けたプレジャーボートを変更するときは、1ヶ月前までに新たに指定管理者へ、利用者から申請していただくことになります。申請は新規申請時と同様に「使用許可申請書」に上記（1）及び（2）①②の必要書類を添付し提出してください。
- ② 提出された書類審査の結果、適当と認められる場合は、新たに使用許可書を交付します。

5 船橋ボートパークの利用をやめるとき

利用者は、使用許可期間が満了したとき（その後継続して許可を受けた場合を除く）又は許可の取消しを受けた場合は、直ちに使用施設を原状に復して返還することとし、次の事項を守ってください。

- ① 指定管理者に「使用廃止届」（様式5）を原則として1ヶ月前までに提出してください。

使用廃止後は「使用許可済章」を返却してください。

- ② 使用資格を喪失した場合は、速やかに船舶を撤去してください。

※ 使用許可申請から船舶退去までの手続きのフローチャートについては、「別紙 船橋ボートパーク各種手続きフローチャート」（11ページ）を参照してください。

6 船橋ボートパークの利用について（利用に当たってのマナーなど）

（1）使用許可を受けたら

- ① 使用許可を受けた利用者は指定管理者から交付された「使用許可済章」を、許可を受けたプレジャーボートの見やすい箇所に掲示または貼付してください。（船橋ボートパークにおけるプレジャーボート運航管理要綱（以下「運航管理要綱」）第3条）
- ② 利用者の方には、指定管理者が年に1回以上実施する「水域利用マナー講習会」に参加していただきます。

- ③ 船橋ボートパークの改修、その他の理由で船舶の係留位置を変更していただくことがあります。その場合は、指定管理者の指示に従ってください。
- ④ 使用許可を受けた者は、その権利を譲渡し、転貸し又は担保に供してはなりません。

(2) 使用料の支払いについて

指定管理者が定める方法により指定管理者へお支払いください。

(3) 利用者に必ず守っていただくこと

利用者は以下の事項を遵守するとともに、運航管理要綱をよくお読みになり、記載された事項を必ず守ってください。

- ① 利用者は、使用する施設を「善良な管理者」の注意をもって使用しなければなりません。
- ② 近隣住民に迷惑がかかりますので、日の出前や日没後に出入港をしないでください。
(運航管理要綱第6条第2項第4号)
- ③ プレジャーボートの航行にあつたては関係諸法令を遵守してください。
- ④ 船橋ボートパーク周辺の水域は港湾区域に指定されています。他の船舶の航行には十分注意してください。
- ⑤ 出港前には、救命具、消火器、発煙筒等救難に必要な備品や航海に必要な書類（海技免状、船舶検査証書、船舶検査手帳等）を点検のうえ、搭載状況を確認し、エンジンの調子、船体の異常の有無、燃料等の確認を行ってください。（運航管理要綱第6条第2項第5号）
- ⑥ プレジャーボートに機関用燃料・潤滑油をはじめ、それに類する危険物を搬入する際は、容器の転倒や漏洩に注意し、海上に流出させないようにしてください。
- ⑦ 船橋ボートパークからの出入港の際は、必ず利用許可を受けた利用者又は名簿登載者が同乗してください。
- ⑧ 車で船橋ボートパークへお越しの場合は、専用駐車場(周辺案内図参照)をご利用ください。
- ⑨ 利用者が利用資格を失った後、速やかに船舶を撤去しない場合は、利用者の費用負担において県が撤去しますのでご注意ください。
- ⑩ 指定管理者がプレジャーボートの不備等を発見した場合は、所有者に対し改善依頼をいたします。所有者は改善依頼を受けた場合は、航行上の安全を確保するためにも早急に対処してください。（運航管理要綱第4条第2項）

(4) 利用者がしてはいけないこと（禁止事項）

船橋ボートパークを快適にご利用していただくために、以下の行為をしてはけません。皆様のご協力をお願いします。

- ① 船橋ボートパークやその周辺にゴミや空き缶その他の廃棄物を投棄したり、放置したりすること

- ② 指定された駐車場以外での駐車や、アイドリングしたままで駐停車すること
- ③ 使用許可を受けたプレジャーボートに搭載されたジェットスキーなどや使用許可を受けていない船舶を使用して、船橋ボートパークから出入港すること
- ④ 船橋ボートパークを損傷させるような係留用具を使用すること
- ⑤ 船橋ボートパークにおいて、ホールディングタンク付き船内トイレ以外のトイレを使用すること
- ⑥ 使用許可を受けたプレジャーボートに居住したり、事務所や店舗などに使用すること
- ⑦ 船橋ボートパークにアイスボックスや釣具など、個人の所有物を放置すること
- ⑧ 船橋ボートパークでダイビング、遊泳、釣りなどを行うこと
- ⑨ 船橋ボートパーク及び係留したプレジャーボート上でパーティーなどを開催し、騒音を発生させること
- ⑩ 船橋ボートパークで花火やたき火などをする
- ⑪ 船橋ボートパーク内での営業行為またはこれに準ずる行為を行うこと
- ⑫ 他の利用者や周辺住民、漁業従事者、水域利用者などに迷惑となるような行為を行うこと
- ⑬ 船橋ボートパークに危険物（機関用燃料等）を放置したり、通行の妨げとなる物品を放置したりすること
- ⑭ その他、ボートパークの管理上、特に支障があると認められる行為を行うこと

(5) 航行上のマナー

利用者が航行する海域は、皆様のようにレジャー用の「広場」として使用するほかに、「道」として使用する企業船舶や、「畑」として使用する漁業従事者の方もいます。このように多種多様に活用される公共的海域です。

このため、以下に記載する「航行上のマナー」や「航行中に注意すること」をよくお読みになり、お互いが快適に利用できるように心がけてください。

- ① 利用者は油類の流出及び塵芥等の水面投棄をしてはいけません。また、利用者は積極的に水面の汚染防止に務めるよう心がけてください。
- ② 船橋ボートパークから船橋水路船橋 No.9 ブイ付近までの間は徐行してください。
- ③ 船橋ボートパークに係留するプレジャーボートの出入港は、出港を優先とします。
(運航管理要綱第7条第1項第5号)

(6) 航行中に注意すること

- ① 漁場区域及び航行禁止区域の位置を記載した地図を必ず携行してください。
- ② 船橋水路から公共岸壁や各企業岸壁に貨物船等が入港します。これらの船舶と出会ったときは、進路を譲り、距離を十分とって、接近しないでください。

- ③ 船橋水路の周辺海域では、ノリ養殖やアサリ養殖など様々な漁業が行われています。これらの操業の支障にならないよう、漁船や漁業ブイとの距離を十分にとって航行してください。
- ⑤ 船橋水路周辺では、事故防止のため、航行禁止区域へは立入らないようお願いいたします。
- ⑥ 遊漁を行う場合は、各地域のルールを遵守してください。

7 利用者の責務

(1) 利用者の責務

利用者の皆さまは、6 船橋ボートパークの利用について（利用にあたってのマナーなど）のうち（3）利用者に必ず守っていただくこと、（4）利用者がしてはいけないこと、（5）航行上のマナー、（6）航行中に注意すること、をよくお読みになり、安全対策には万全を期すよう心がけてください。

なお、損害賠償をはじめ、以下に記載されている事項については、利用者において処理されるものであり、指定管理者及び千葉県は一切の責任を負わないことをご承知ください。

- ① 使用許可を受けたプレジャーボートの維持管理
- ② 航行中の安全確保
- ③ 長期出港時における指定管理者への出港計画の提出
- ④ 船橋ボートパーク利用時の出入口の施錠
- ⑤ 船橋ボートパーク内での船舶・車の盗難、き損、事故（異常気象などによる自然災害が原因によるものも含む）、鍵の紛失時の対処並びに費用負担
- ⑥ 次項「(2) トラブルが起こってしまったら」に掲げる事故等の対処並びに費用負担

(2) トラブルが起こってしまったら

以下に掲げるような事態が発生した場合は、利用者の責任で処理（事故にかかる費用負担も含まれます。）するとともに、「緊急時連絡系統図」に基づき、必要に応じ速やかに海上保安庁（電話 1 1 8）等関係機関に連絡し、事故報告書（様式 4）を指定管理者に提出してください。

なお、それに伴って損害賠償等が発生した場合は、利用者の責任において速やかに対応してください。

- ① 航行中に乗船者の中から行方不明者が発生した場合や救助を必要とする事態が生じたとき。又は不測の事態により、他者の生命、身体に支障が生じたとき
- ② 船橋ボートパーク内において船舶や車の衝突、盗難、損傷、出火などの事故等が発生したとき

- ③ 船舶の係留、航行の際に油類等の流出を確認したとき
- ④ 航行により他の船舶や漁船、それらの操業に支障をきたしたことにより損害を与えたとき

8 留意事項 (施設の特徴)

船橋ボートパークは次のような特性をもっておりますので、十分ご注意ください。
また、自然災害等で船舶に損害を与えた場合やその他の費用が発生した場合等については、千葉県及び指定管理者は一切の責任を負いませんので、予めご了承ください。

- ① 船橋ボートパークは、防潮堤より海側に設置されており、この地区の横引きゲートは、台風等高潮時（AP+2.7m以上）には、冠水のおそれがありますので、全て閉鎖します。この場合は人や車の出入りができなくなります。そのため高潮等が予想される場合の駐車はしないでください。
- ② 船橋ボートパーク内の浮棧橋は、台風等高潮時に係留杭の高さを超える潮位（AP+3.6m以上）となると、係留杭から離れますので、このような潮位が予想される場合は、予め船舶を避難させてください。
- ③ 駐車場・係留施設の出入口の鍵は、出入りの都度必ず施錠してください。

参考 指定管理者の業務

本施設は「はじめに」でも触れてありますが、設置者の千葉県から委託された指定管理者が運営・維持管理を行っております。その主な業務は以下のとおりです。

- ① 利用者から提出された申請書類の審査、保管、許可などの業務
- ② 利用者からの「船橋ボートパーク使用料」の徴収業務
- ③ 利用者台帳の整備及び保管業務
- ④ 利用者が原因で発生した油事故などの設置者への連絡業務
- ⑤ 船橋ボートパークの維持管理業務
- ⑥ その他必要に応じた、設置者への連絡報告業務
- ⑦ 港内等の工事状況等に関する情報収集及び周知
- ⑧ 関係機関からの指導事項等の周知
- ⑨ 利用者が指定管理者の指示に従わない場合や使用資格喪失後の船舶の撤去指導
- ⑩ 定期的な船橋ボートパーク内の巡回点検と保守
- ⑪ 利用者に対する、艇体、機関及び法定備品の定期的な点検・整備の呼びかけ
- ⑫ 「水域利用のマナー講習会」の開催

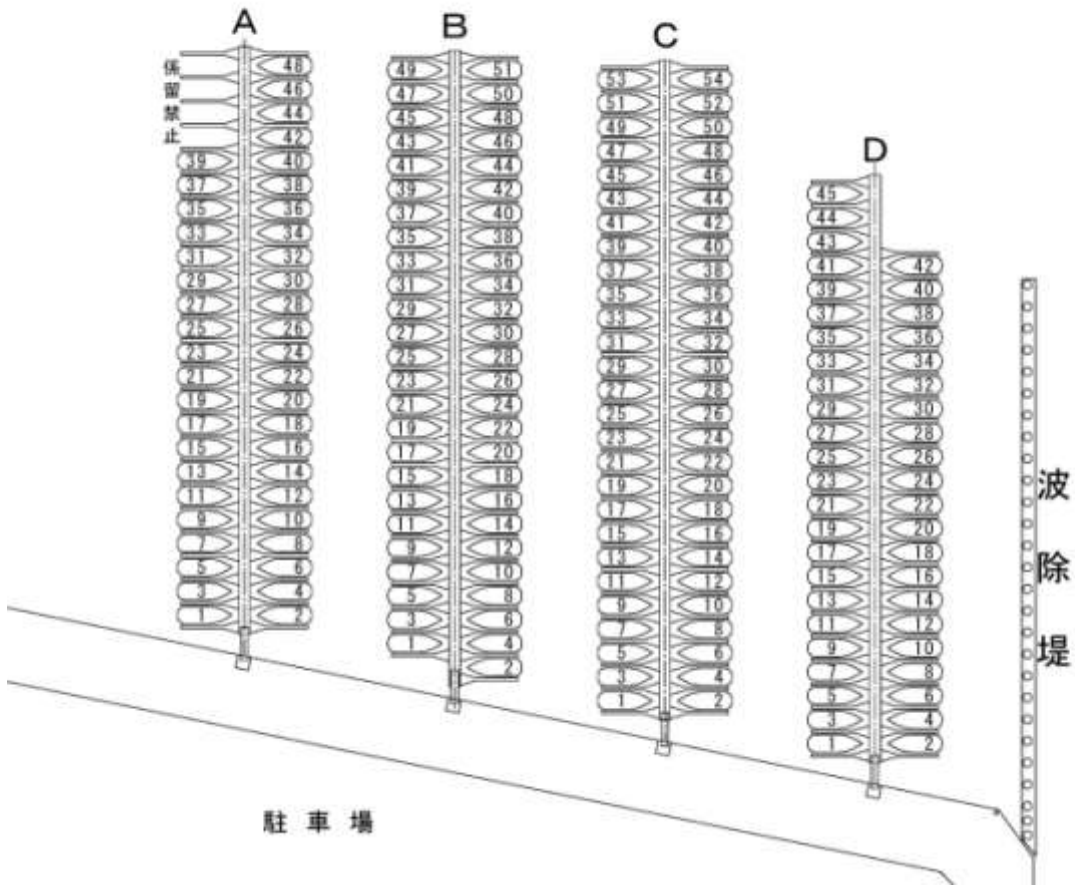
別紙 船橋ボートパーク各種手続フローチャート



9 周辺案内図及び係留箇所番号図







10 船橋水路周辺及び航行禁止区域図

